

対 外 直 接 投 資

1. 直接投資の形態

対外投資は、投資者の投資目的によつて、①投資先事業の経営に直接参加することを目的とする直接投資と、②ポートフォリオ・インベストメントとして外国証券を取得する間接投資とに分類される。

かつては、直接投資には実質支配の原則が取り入れられており、たとえば株式についてみると、本邦資本の出資比率が25%以上のもの、あるいは、本邦資本の出資比率が10%以上で役員の派遣があるもの等かなり限定的に考えられていたが、現在は出資比率25%未満であつても①役員の派遣、②製造技術の提供、③原材料の供給、④製品等の購入、⑤資金の援助、⑥総代理店契約の締結、⑦その他投資先企業と永続的な経済関係の樹立のいずれか一つを伴うものはすべて直接投資として取り扱っている。

直接投資は、その投資形態により、①証券取得、②債権取得、③不動産取得、④海外支店及び⑤海外直接事業に分類される。

「証券取得」は、投資受入国の法令に基づき、現金及び機械設備等の現物を拠出することにより現地法人の株式等の証券を取得し、海外事業を行うものであり、事業経営に参加する方式の最も通常の投資形態である。

証券取得の方式には、わが国企業が既発行証券を取得する場合と、新規発行証券への応募という2形態があり、既発行証券の取得は、既設外国法人への資本参加、新規発行証券の応募は外国法人の新設の場合が多い。株式取得の場合、本邦資本がその全額を出資する全額出資方式と現地資本または第3国資本と提携して行ういわゆる合弁方式とがある。

先進国向けの投資以外の場合には100%出資は現地政府の外資政策によつて困難となり、出資比率50%以下あるいは49%以下に抑えられる傾向がみられる。また、巨額の資金を要する資源開発投資等では資金負担、リスク軽減の面から第3国資本との合弁形態によるものが多い。

なお、証券取得のうち、既発行証券の取得の場合には外為法第32条、新規発行証券の取得の場合には同第35条及び外国為替管理令第14条により外貨証券取得の許可が必要である。

証券取得は、昭和44年から逐次自由化が進められ、現在では原則としてすべて日本銀行の自動許可となつている。自動許可の対象外となつているものは、次のとおりである。

(1) 漁業のうち

① 国際漁業条約の対象となつているもの

② 漁業法により指定されているもの

③ 真珠養殖業

(2) 銀行または証券会社による投資

(3) 銀行業または証券業に対する投資

(4) 国際協力上または外交上の問題があると認められる投資

(5) わが国経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認められる投資

④ 「自動許可」とは、申請の内容が上記(1)～(5)のいずれにも該当しないことが確認できる場合には自動的に許可が与えられることを言う。

「債権取得」は、海外事業に必要な資金をわが国企業から外国企業に貸し付けるものである。貸付けの場合には外為法上第30条及び外国為替管理令第13条で債権発生の当事者となることの許可が必要である。分類上、「貸付け」ではなく債権取得と呼ぶのは許可面に由来したものであろう。

貸付先は、わが国企業の子会社たる外国法人に貸し付ける場合と、資本関係のない外国法人に貸し付ける場合がある。現地政府が外資による株式取得を認めない場合には止むを得ず貸付けのみを行うという場合もある。

貸付けならびに返済の方法として、①現金で貸付け、現金で回収する場合と、②貨物の輸入者が輸入契約の相手方に、現金で貸し付け、輸入する貨物の代金の全部または一部と相殺する場合がある。①の場合は「貿易外取引の管理に関する省令」により大蔵大臣の許可が必要となつているが、原則としてすべて日本銀行の自動許可となる。自動許可の対象外となつているものは、証券取得と全く同様である。②の場合は融資買鉱とか融資買油とか呼ばれるものであつて鉱物資源等の長期安定供給のための一方法として行われているが、これは「貿易関係貿易外取引の管理に関する省令」による通産大臣の許可が必要である。

「不動産取得」は、居住者が海外の不動産及び不動産に関する権利を取得し、その不動産を工場・事業所、福利厚生施設、住宅として使用収益し、あるいは投資として保有するものである。海外不動産の取得のためには、外為法第36条の許可が必要であるが、これについても現在は、自由化され原則としてすべて日本銀行の自動許可となつている。自動許可の対象外とされているのは、特定の国又は特定の地域に対する買あさりによつて相手国等で地価の高騰を招くなど、国際協力上又は外交上問題があると認められる場合である。

なお、本邦法人の子会社たる現地法人が現地の不動産を取得する場合はここには含まれない。

「海外支店」は、本邦法人の海外支店及び海外駐在員事務所の設置及び運営に必要な資金または経費の支払いを行うものである。海外投資の順序としては「駐在員事務所設置→支店設置→現地法人設立」と進むのが通常の姿であろう。その意味ではきわめて初期の海外進出の姿ではあるが、現地政府の外資導入政策とのかね合い、企業としての立地政策から支店あるいは駐在員事務所のままで止まっている事例も多いようである。これらの支払を行うには、外国為替管理令第11条による支払の許可が必要であるが、これについても原則としてすべて日本銀行の自動許可となつている。自動許可の対象外となつているのは、①銀行又は証券会社の海外支店の場合、②海外支店が銀行業または証券業を営む場合、③国際協力上または外交上の問題があると認められる場合、④わが国経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合である。

「海外直接事業」は、わが国企業が現地に法人または支店等を設置することなく、現地事業所において海外での事業を行うものである。この場合は、外国為替管理令第11条による支払の許可（原則として日本銀行の自動許可）が必要である。海外投資としては極めて特異な形態であり、石油採取に僅かにその例がみられたが、これもその後、支店の設置を行っており現在活動中のものはない。

2. 対外直接投資自由化の推移

(1) 証券取得または債権取得

戦後の対外直接投資は、昭和26年に再開されたが、対外投融资の許認可にあたつては、法令に従い、国際収支への影響、投資の国民経済的メリット、投資秩序の維持及び資本逃避防止等の観点から個別に審査を行つていた。

その後、企業の国際化が進展するとともに外貨事情が好転してきたことを背景に、昭和44年以降、以下のとおり数次にわたつて自由化措置を講じている。

- ① 昭和44年10月1日より、投資先現地法人を本邦居住者が実質的に支配している場合に限り、同一外国法人に対する投融资残高が20万米ドル相当額以下のものについて自由化した。（日銀自動許可。以下同じ。）
- ② 昭和45年9月1日より、自由化限度額を1外国法人につき投融资残高100万米ドル相当額に引き上げた。
- ③ 昭和46年7月1日より自由化限度額を撤廃した。
- ④ 昭和47年6月8日より、実質支配の有無にかかわらず、海外直接投資を原則としてすべて自由化した。

すなわち、出資比率のいかんを問わず、原則として自由化されたわけであり、たとえば、本邦居住者の出資のない非居住者に対する貸付等も当該非居住者との間において、永続的

第1表 対外直接投資自由化措置の推移

	第1次自由化措置 (44. 10. 1)	第2次自由化措置 (45. 9. 1)	第3次自由化措置 (46. 7. 1)	第4次自由化措置 (47. 6. 8)
1. 自動許可限度額 (投融资残高)	20万米ドル相当額以下	100万米ドル相当額以下	金額限度なし	同 左
2. 原則的に投融资自由化の対象となる現地法人	本邦資本の比率が25%以上であつて、かつ、常勤役員を1名以上派遣する外国法人	1. 本邦資本の比率が50%以上の外国法人 2. 本邦資本の比率が25%以上50%未満であつて、かつ、常勤役員を1名以上派遣する外国法人	1. 本邦資本の比率が25%以上の外国法人 2. 本邦資本の比率が10%以上25%未満であつて、かつ、次の(1)から(6)までのいずれかを伴う外国法人 (1) 役員の派遣 (2) 製造技術の提供 (3) 原材料の供給 (4) 製品等の購入 (5) 資金の援助 (6) 総代理店契約の締結	1. 同 左 2. 本邦資本の比率が25%未満のもので次のいずれかを伴う外国法人 (1) } 同 左 (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (7) その他、投資先企業と永続的な経済関係の樹立
3. 自由化対象外のもの	1. 国際漁業条約の対象となる漁業 2. 漁業法により指定されている漁業または農林大臣の承認を受ける漁業 3. 真珠養殖業 4. 銀行業または証券業 5. 国際協力上または外交上の問題があると認められる場合 6. わが国経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合	1. 同 左 2. 漁業法により指定されている漁業 3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左 6. 同 左	1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左 6. 同 左	1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左 5. 同 左 6. 同 左

な経済関係の樹立を目的とするものであれば自由化の対象となる。(第1表参照)

ただし、通産省所管の融資買込等の貸付けは、自由化対象とはなっていない。

なお、昭和52年6月27日より、次に掲げる外国へ向けた新たな支払いの生じない外貨証券の取得については制限免除とし許可不要の扱いとすることとした。

- イ 本邦法人の合併に際し、合併後存続する法人または新設される法人が現地法人の株式または持分を取得する場合
- ロ 現地法人の合併に際し、合併後存続する法人または新設される法人の株式または持分を取得する場合
- ハ 現地法人の組織変更に伴う株式または持分の取得
- ニ 株式配当または無償交付による株式取得
- ホ 現地法人の株式の分割または併合による株式の取得
- ヘ 転換社債または転換株式の転換による株式の取得

(2) 海外支店の設置及び運営に必要な資金の支払

- ① 昭和45年12月5日より、次に掲げる場合を除き送金限度額を1店舗当り100万米ドル相当額までに限り自由化し日本銀行の自動許可とした。
 - イ. 銀行または証券会社の海外支店の場合
 - ロ. 海外支店が銀行業または証券業を営む場合
 - ハ. 国際協力上または外交上の問題があると認められる場合
 - ニ. わが国経済に重大な悪影響を及ぼす恐れがあると認められる場合
- ② 昭和46年7月1日より、送金限度額を撤廃した。(ただし、自由化対象外のものについては従来どおり)

(3) 不動産取得

- ① 昭和46年7月1日より、本邦居住者による海外不動産の取得については、その居住者の実需に基づくものに限り、日本銀行による自動許可とした。

すなわち、個人、法人を問わず、本邦居住者が、事務所、福利厚生施設、住宅(別荘)倉庫、ショールーム、研修所等として、自己の用に供するために取得する場合、ならびに不動産業者等が、造成、建築等を行うために取得する場合については、これを実需に基づくものとして自由化した。

したがって、本邦居住者による海外不動産の取得で、そのまま転売する目的のものは自由化の対象から除外された。
- ② 昭和47年6月8日より、実需原則を撤廃し、国際的に問題を生ずる恐れがない限り原則としてすべて自由化し日本銀行による自動許可とした。
- ③ 昭和49年1月18日より、実需原則を復活した。
- ④ 昭和52年6月27日より、実需原則を撤廃し、国際協力上又は外交上問題があると認められない限り原則としてすべて自由化し、日本銀行による自動許可とした。

なお、以上のほか、石油危機に伴う国際収支の悪化に対処するため、昭和49年4月、ホテル、飲食店、レジャー関連等のいわゆる不要不急の直接投資について一時的に抑制措置を実施したが、その後の国際収支の回復により、昭和51年9月これらの規制を解除した。

3. 対 外 投 資 統 計

対外投資統計には、許可ベースのものと実行ベースのものがある。許可ベースの統計は、「外国為替及び外国貿易管理法」による対外投資の許可状況を国別、業種別に集計したもので、「許可実績」と許可実績から中止、回収、放棄、減資等を差し引いた「残高(許可ベース)」の二つがある。

実行ベースの統計は、外国為替公認銀行等よりの貿易外受払報告を集計したもので国際収支統計に使用されている。

許可ベースの統計と実行ベースの統計ではかなりの差があるが、許可ベースでは未実行分の投資が含まれているということのほか、両統計上の定義の相違があることもその理由である。

定義上の相違点は次のとおりである。

- ① 許可ベースの統計は、出資比率にかかわらず、永続的な経済関係の樹立を目的とするものは、すべて直接投資として計上しているが、国際収支統計上は、海外支店への送金及び日本側出資比率25%以上の海外子会社に対する出資又は貸付けのみを直接投資として計上している。
- ② 融資買込等の貸付けは、許可ベース統計では直接投資に計上されているが、国際収支統計上は民間の借款供与に含まれている。

本誌の統計は、直接投資については許可ベースで掲上し、間接投資については実行ベース(証券会社等よりの報告による)で掲げられている。

4. 対外直接投資の実績

(1) 概 要

投資先企業の経営に実質的な影響力をもち、永続的な経済関係を樹立することを目的として行われる対外直接投資は、戦後主要商社の対米投資(現地法人の新設許可)を皮切りに再開された。(許可の推移は第2表参照)

昭和30年代後半においては、こうしたアメリカ現地法人の設立や、朝鮮動乱による特需等により鉄鉱石等の重要工業原材料に対する需要が増大したことに伴う東南アジア向け鉱山開発投資(鉄鉱石、銅鉱石を主体とする)、及び原綿買付資金割当制度等のため日本国内の生産に限度があつたこと等による一部製造業向け投資(紡績業の中南米投資)などを中心として、年間1億ドル程度のきわめて小規模のものにとどまっていた。

しかしながら、昭和40年代に入ると対外直接投資は本格化

第2表 対外直接投資許可の推移（単位 件、百万ドル）

年 度	件 数	金 額
昭26～39	1,358	790
40	196	159
41	244	227
42	290	275
43	369	557
44	545	665
45	730	904
46	904	858
47	1,774	2,338
48	3,097	3,494
49	1,910	2,395
50	1,592	3,280
51	1,652	3,462
累 計	14,661	19,405

し、41年度には2億2,700万ドルと初の2億ドル台を記録、その後43年度には5億ドル台、45年度には9億ドル台となつたあと、47年度には前年度比2.7倍の23億3,800万ドルとなり、48年度では34億9,400万ドルと急激に拡大した。

このように近年対外直接投資が大幅に増加したのは、

- ①高度成長に伴いわが国企業の体質が強化され海外進出余力がついてきたこと。
- ②資源に対する需要が増大を続けている反面、資源ナショナリズム等供給面の制約が増加し、その安定的確保が急務となつていること。
- ③若年労働力の不足等から、海外立地を求める傾向が強まつたこと。
- ④地価高騰、環境問題等により国内新規立地が困難になつていること。
- ⑤発展途上国、先進国ともに国内経済開発のため外資を積極的に誘致する動きがあること。
- ⑥輸入制限の動きに対処してわが国企業が輸出先国に生産基地を設置しようとしていること。

等の内外諸要因があげられる。

さらに、政府が外貨事情の好転を背景として昭和44年以来数次にわたる対外直接投資の自由化措置を講じてきており、この結果、現在では民間による対外直接投資は原則として自由化されていることも大きな影響を与えてきたと考えられる。

このほか、金融面において、日本輸出入銀行、海外経済協力基金等による投資金融の拡大、外貨貸し制度の実施、税制面における海外投資損失準備金制度の拡充等各方面にわたる対外投資促進措置が講じられてきたことも見逃がせない。

昭和48年度にブーム的な活況を呈した民間対外直接投資は、49年度に入ると、24億ドル（対前年度比31.5%減）と大幅に落ち込んだ。これは、オイル・ショック後の国内景気の後退のため、企業の収益が悪化し海外進出余力が低下したこと、及び国際収支の赤字傾向に対処してとられた海外投資抑

制政策や金融引締め強化によるものであるが、このほか、投資先国における需要の沈滞と東南アジア諸国の一部で顕在化した反日的ナショナリズムなどの要因が重なつたことによるものと考えられる。

（2）現 状

オイル・ショック後の国際的不況と金融引締め等により昭和49年度大幅に落ち込んだわが国の民間対外直接投資は、景気の回復とともに再び増加し、50年度の対外民間直接投資額は32億8,000万ドルに達し、49年度に比べ37%の大幅増となつた。昭和50年度の増加は、国内金融の緩和が主因と考えられ、投資先国の景気回復、国内の景気回復による企業の進出余力の増大はまだ大きな要素となつていないとみられている。また、投資金額は対前年度比37%増であるが、これはインフレ要因を考えればかなり割り引いて考えざるを得ないと思われる。すなわち、新規投資件数は49年度の1,910件に比べ、50年度は1,592件と16.6%減少しており、また、この金額増も、オイル・ショック後のインフレに伴うコストのオーバーランなど計画外の資金需要の増大等によるものと考えられるので、企業の直接投資意欲はまだ十分積極的とはいえない。また、51年度の実績をみると、鉱業向けの大規模案件があつたこと等により対前年度比5.5%増の34億6,200万ドルとなつており、過去において最高を記録した昭和48年度に近い投資額となつているが、件数的にはほぼ50年度の水準を維持したにとどまり、48年度の実績（3,097件）に比べれば半減に近い水準であることから、やはりオイル・ショック後のインフレという不測の事態に伴う計画外の資金需要の増大という現象が尾を引いているものと考えられる。

第3表 1件当たり投資額の推移

年 度	投 資 額（十万ドル）
45	6.2
46	4.8
47	7.6
48	8.2
49	7.9
50	11.5
51	11.1

（注）投資許可件数には、増資分も含めて計算してある。

また、1件当たりの投資額（第3表）の推移をみると、昭和50年度以降大幅に増加しているが、これは石油ショック後、エネルギー開発関係投資の大規模案件が出るなど投資の大型化が顕著になつてきた現われである。

① 地域別

昭和48年度から51年度までの地域別推移をみると（第4表）、アジア向け投資は48年度でシェアが28.6%、49年度30.5%、50年度33.6%、51年度36.0%としたいにふえてきており、金額でも50年度は11億ドル、51年度は12億ドルを超え地域別では依然トップを占めている。アジア地域について国別にみると、インドネシアが鉱業部門（LNG）の大規模投

第4表 対外直接投資地域別許可状況

(単位 百万ドル)

区 分	北 米	中 南 米	ア ジ ア	中 近 東	欧 州	アフリカ	大 洋 州	合 計
昭和48年度	913 (26.1)	822 (23.5)	998 (28.6)	110 (3.1)	337 (9.6)	106 (3.0)	208 (6.0)	3,494 (100.1)
49	550 (23.0)	699 (29.2)	731 (30.5)	64 (2.7)	189 (7.9)	55 (2.3)	108 (4.5)	2,395 (100.0)
50	905 (27.6)	371 (11.3)	1,101 (33.6)	196 (6.0)	333 (10.2)	192 (5.9)	182 (5.5)	3,280 (100.0)
51	749 (21.6)	420 (12.1)	1,245 (36.0)	278 (8.0)	337 (9.7)	272 (7.9)	162 (4.7)	3,462 (100.0)
26 ～ 51 累 計	4,666 (24.0)	3,301 (17.0)	5,464 (28.2)	1,254 (6.5)	2,854 (14.7)	773 (4.0)	1,092 (5.6)	19,405 (100.0)

資案件があつたこともあり、51年度において9億ドルと他の国を大きくリードして第1位である。第2位には、50年度に第4位まで落ち込んだ韓国が再び浮上している。次いでカナダを含む北米地域が、50年度の9億ドルから51年度7億5,000万ドルと多少の減少がみられたものの第2位となつている。

第3位は中南米で51年度4億2,000万ドル、シェアは12.1%となつている。中南米地域は、49年度にペトロペルーに対する3億ドルを超える大口投資があつたため同年度のシェアが29.2%となり北米をぬいて第2位となつたが、これを除けばここ数年大きな変動はない。国別では、49年度のペルーを除きブラジルが常にトップを占め、その他の国のシェアはほとんどコンマ以下である。

第4位は欧州向け投資であり、49年度シェア7.9%、50年度10.2%、51年度9.7%とほぼ1割のシェアを保っている。欧州は、イギリスを除いてほとんど差がない。但し、50年度にはサハリン石油への投資があつたためソ連がトップに立つた。

次は、51年度2億7,800万ドル、8.0%の中近東であるが、48年度3.1%、49年度2.7%から50年度には、サウジアラビア・クウェート（アラビア石油）向け投資があつたため一挙に6.0%とその伸びが著しく、更に51年度にはイラン向け投資（石油化学）を中心に8.0%のシェアを占めるに至つているが、その他はきわめてわずかである。

次に、第6位、第7位と続いているのは、アフリカの51年度2億7,200万ドル、シェア7.9%（49年度2.3%、50年度5.9%、主な国はリベリア、ザイール、ナイジェリアである。）と、大洋州51年度1億6,200万ドル、シェア4.7%（49年度4.5%、50年度5.5%、大部分がオーストラリアである。）である。

主要投資先国の順位をみると（第5表）、51年度では、インドネシアが第1位、続いてアメリカ、ブラジルの順になつており、50年度と比べると1位と2位の順序が入れかわつている。また、地域別ではほとんど同じ順序であるが、累計で大洋州、アフリカの順位が入れかわつている。

② 業種別

業種別の動きをみると（第6表）、昭和51年度は製造業が全体の29.6%を占めており、50年度の28.2%に比べ幾分増加しているものの、48年度の42.9%、49年度の36.7%の水準から

みれば減少している。製造業の内訳では、49、50年度と激減した繊維が多少もち直しているが、基調としては停滞傾向にあるといえよう。これは市場と労働力の確保の見地から東南アジアへ向つていた繊維業投資が、オイル・ショック以来の内外の繊維不況の進行により屈折点にきていることを示しているものと考えられる。化学は、ここ数年急速に伸びてきたが49年度は前年度大口案件があつた影響により、激減したものの50年度にはかなり回復しており、更に51年度には倍増に近い伸びを示している。そのほかでは、鉄・非鉄が50年度に比べ51年度は多少増加しているのをはじめ、49、50年度は停滞気味に推移した電機が51年度かなり大幅に伸びているが目立っている。

製造業以外では、鉱業が51年度9億9,500万ドルで28.7%のシェアを占めている。鉱業については50年度において多少減少してはいるが、これは49年度のペルー向け大口石油投資の反動減によるものであり、この特殊要因を除けば着実に上向いているといえよう。このほか商業については、50年度の6億7,400万ドルに比べ、51年度4億600万ドルと大幅に減少しているが、これは50年度において北米向けの商社の現地法人等に対する投資が集中したためである。金融保険業については、近年銀行、保険業の国際化が顕著になつているものの、投資面ではここ数年一進一退を続けている。累計では繊維、化学、鉄・非鉄を中心に製造業が全体の31.4%を占めており、その他では鉱業（26.9%）、商業（13.5%）の進出が目立っている。

③ 地域別・業種別

次に、地域別・業種別にみた対外直接投資の構成は第7表のとおりである。製造業では、アジア（製造業全体の36.5%）を中心に中南米（同29.3%）、北米（同17.3%）に集中しておりこの3地域で大半（同83.1%）を占めている。さらに製造業の内訳をみると、アジア地域では繊維、電機のウエイトが高く、中南米では化学、鉄・非鉄、北米では木材・パルプ、鉄・非鉄などを中心にわが国からの投資が行なわれている。

他方、製造業以外の業種では、商業及び金融・保険が北米、欧州の先進地域に集中しているのに対し、農・林業及び漁・水産業向け投資はアジア、中南米の発展途上地域を中心に行われている。また、鉱業では石油等エネルギー開発向け

第5表 投資先国及び地域の順位

(1) 国 別

(単位 百万ドル)

順位	昭和50年度		51年度		51年度末累計	
	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	アメリカ	846	インドネシア	929	アメリカ	4,081
2	インドネシア	585	アメリカ	663	インドネシア	2,703
3	ブラジル	271	ブラジル	270	ブラジル	1,804
4	オーストラリア	156	リベリア	145	サウジアラビア・クウェート	830
5	フィリピン	149	イラン	144	オーストラリア	818
6	ソ連	123	オーストラリア	137	韓国	690
7	サウジアラビア・クウェート	119	韓国	102	カナダ	585
8	香港	105	イギリス	88	ペルー	459
9	韓国	93	カナダ	86	香港	448
10	リベリア	86	香港	69	マレーシア	356

(2) 地域別

1	アジア	1,101	アジア	1,245	アジア	5,464
2	北米	905	北米	749	北米	4,666
3	中南米	371	中南米	420	中南米	3,301
4	欧州	333	欧州	337	欧州	2,854
5	中近東	196	中近東	278	中近東	1,254
6	アフリカ	192	アフリカ	272	大洋州	1,092
7	大洋州	182	大洋州	162	アフリカ	773

第6表 対外直接投資業種別許可状況

(単位 百万ドル, %)

業種別		昭和48年度		49		50		51		26～51累計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
製造業	食糧	68	1.9	64	2.7	58	1.8	26	0.8	315	1.6
	繊維	326	9.3	176	7.3	98	3.0	112	3.2	1,128	5.8
	木材・パルプ	64	1.8	61	2.5	89	2.7	63	1.8	576	3.0
	化学	394	11.3	97	4.1	151	4.6	270	7.8	1,055	5.4
	鉄・非鉄	245	7.0	149	6.2	148	4.5	171	4.9	953	4.9
	機械	86	2.5	90	3.8	98	3.0	53	1.5	457	2.4
	電機	156	4.5	99	4.1	96	2.9	164	4.7	687	3.5
	輸送機	80	2.3	40	1.7	101	3.1	93	2.7	456	2.3
	その他	79	2.3	103	4.3	87	2.7	74	2.1	461	2.4
	小計	1,499	42.9	879	36.7	925	28.2	1,025	29.6	6,087	31.4
その他	農・林業	70	2.0	27	1.1	36	1.1	46	1.3	261	1.3
	漁・水産業	28	0.8	25	1.0	28	0.9	18	0.5	148	0.8
	鉱業	511	14.6	742	31.0	707	21.6	995	28.7	5,228	26.9
	建設業	18	0.5	18	0.8	32	1.0	51	1.5	168	0.9
	商業	440	12.6	351	14.7	674	20.5	406	11.7	2,629	13.5
支店	金融・保険業	308	8.8	143	6.0	310	9.5	220	6.4	1,528	7.9
	その他	522	14.9	192	8.0	436	13.3	621	17.9	2,742	14.1
合計		3,494	100.0	2,395	100.0	3,280	100.0	3,462	100.0	19,405	100.0

にアジアに対する投資が目立っている。

④ 形態別

投資形態別にみると(第8表), 昭和52年3月末の許可累計額194億ドルのうち証券取得が102億ドル, 債権取得が80億ドル, 不動産・海外直接事業6億ドル, 支店設置が6億ドルと

なっている。48年度当時には圧倒的に証券取得が債権取得を上回っていたのに対し, しだいに債権取得が比重を高め, 50年度, 51年度では両者の差があまりないところまできている。これは, 大口の資源投資が貸付の方式によって行われていることや, 外資規制により出資・増資に制約があるとこれ

第7表 対外直接投資の地域別業種別構成（昭和52年3月末累計）

区 分	北 米	中 南 米	ア ジ ア	中 近 東	欧 州	アフリカ	大 洋 州	合 計
製 造 業	食 料 1.3 19.7	2.2 23.5	1.8 31.4	0.0 0.0	1.3 11.7	1.0 2.5	3.3 11.4	1.6 100.0
	織 維 1.7 7.2	8.0 23.3	13.1 63.7	0.3 0.4	0.8 2.1	4.3 2.9	0.4 0.4	5.8 100.0
	木材・パルプ 5.2 42.4	4.2 24.1	2.1 19.6	— —	— —	0.0 0.0	7.3 13.9	3.0 100.0
	化 学 1.5 6.7	12.2 38.3	3.7 19.3	17.5 20.8	2.1 5.7	0.1 0.1	8.9 9.2	5.4 100.0
	鉄・非鉄 4.6 22.5	9.7 33.5	4.9 28.3	2.2 2.8	1.4 4.1	1.9 1.6	6.4 7.3	4.9 100.0
	機 械 2.1 21.0	5.6 40.7	1.8 21.2	0.5 1.3	2.3 14.2	— —	0.6 1.5	2.4 100.0
	電 機 4.4 29.7	4.1 19.5	5.4 42.8	0.4 0.7	1.2 4.8	0.5 0.6	1.1 1.7	3.5 100.0
	輸 送 機 0.8 8.6	6.7 48.2	2.5 29.8	0.2 0.7	0.3 2.0	0.0 0.0	4.5 10.7	2.3 100.0
	そ の 他 0.9 9.5	1.4 9.8	5.3 63.1	3.0 8.2	1.3 8.0	0.4 0.7	0.4 0.9	2.4 100.0
	小 計 22.6 17.3	54.0 29.3	40.6 36.5	24.1 5.0	10.8 5.0	8.4 1.1	32.8 5.9	31.4 100.0
そ の 他	農・林業 0.8 14.2	2.1 26.4	2.1 43.3	0.2 0.8	0.0 0.0	0.5 1.5	3.3 13.8	1.3 100.0
	漁・水産業 0.4 12.2	0.9 19.6	0.8 27.7	0.0 0.0	0.1 1.4	3.5 18.2	2.7 20.3	0.8 100.0
	鉱 業 8.9 8.0	18.0 11.4	39.4 41.2	31.7 7.6	30.1 16.4	51.7 7.7	37.4 7.8	26.9 100.0
	建 設 業 1.3 36.3	2.0 39.9	0.5 17.3	0.3 2.4	0.2 3.0	0.0 0.0	0.2 1.2	0.9 100.0
	商 業 38.2 67.8	6.6 8.3	3.2 6.7	0.3 0.2	12.4 13.4	0.3 0.1	8.5 3.5	13.5 100.0
支 店	金融・保険 11.7 35.8	7.9 17.1	3.2 11.4	1.4 1.2	17.4 32.5	0.1 0.1	2.7 2.0	7.9 100.0
	そ の 他 15.1 25.6	8.4 10.1	9.4 18.7	5.0 2.3	27.4 28.5	35.2 9.9	12.0 4.8	14.1 100.0
合 計	100.0 24.0	100.0 17.0	100.0 28.2	100.0 6.5	100.0 14.7	100.0 4.0	100.0 5.6	100.0 100.0

第8表 対外直接投資形態別許可状況

(単位 件, 百万ドル)

区 分	証 券 取 得		債 権 取 得		不動産取得・ 海外直接事業		支 店 設 置		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭 48 年 度	1,930	2,177	581	1,100	504	120	82	96	3,097	3,494
49	1,136	1,262	514	1,098	214	18	46	18	1,910	2,395
50	834	1,652	580	1,485	137	11	41	132	1,592	3,280
51	882	1,487	577	1,882	135	15	58	78	1,652	3,462
26～51累計	9,305	10,150	3,258	8,007	1,393	633	705	614	14,661	19,405

に代つて貸付が増大することなどの理由によるものと考えられる。

不動産・海外直接事業は、海外直接事業が近年皆無であるため、不動産取得に限られるが、48年度の1億2,000万ドルをピークに激減しており、49年度以来わずか1,000万ドル台で推移している。これは、基本的には不況で資金的余裕がなくなつたことが主因であるが、オイル・ショック後に不動産を含むいわゆる“不要不急”投資抑制措置がとられたことも響いている。

支店設置は、47年度の2億4,300万ドルをピークとして激減していたが、50年度以降再び増加してきている。

⑤ 昭和51年度の特徴及び今後の見通し

昭和51年度の対外直接投資は、内外景気の先行き見通しが困難な状況にあつたほか、一時の投資ブームに対する反省が生じるなど、新規投資に対し慎重となつてきたこと、ならびに48年頃の投資ブーム期に比較して投資受入国の外資政策が外資選別政策に移行する傾向をみせていることなどから50年度にくらべ幾分増加したものの大幅な動きはなく、ほぼ足踏状態となつた。

しかしながら、わが国は資源及び立地条件の面で制約があるため、企業の対外投資意欲は基本的には根強いものがあると思われるので、中長期的には資源開発関連投資等を中心に増加傾向を示すものと考えられる。

5. 外 貨 貸 し 制 度

(1) 外貨貸し制度発足の経緯

外貨貸し制度は、昭和47年9月、当時のわが国の国際収支状況にかんがみ、海外投融資の一層の促進を図ること等を目的として実施されたものである。すなわち、当時海外投融資を行おうとする者の間には、為替リスクの点から海外投融資を手控えようとする傾向がみられたため、日本輸出入銀行、石油開発公団、金属鉱業事業団、海外経済協力基金の政府関係4機関ならびに外国為替公認銀行が海外投資を行おうとする居住者に貸し付ける資金の一部について、外貨による貸付を認めることにより海外投融資の一層の促進を図ることとしたものである。また併せて当時緊要とされていた国際収支均

衡回復の一助とするための緊急輸入についてもこの制度の利用を可能ならしめることとした。

このため、大蔵省は昭和47年8月18日、「日本輸出入銀行等の政府関係機関及び外国為替公認銀行の対居住者外貨貸しについて」の新聞発表を行い、その後、実施要領の細目の検討と所要の手続を整備して、同年9月22日より外貨貸し制度として実施されることとなつた。

外貨貸し制度は、法令的には外国為替管理令第13条第1項の規定「居住者との居住者との間の貸付け……に関する契約に基づく外貨債権についての債権の発生等の当事者となる場合」に基づき実施されるものであるが、従来、わが国では「円」による取引が原則であるとの考え方から、当局においても居住者間の外貨債権の取得に対する許可については外国為替公認銀行の輸入ユーザンス等一部の例外を除き消極的態度をとつてきたところであるが、本制度の実施により一定の要件を備えた場合には、日本輸出入銀行等政府関係機関及び外国為替公認銀行から居住者に対して外貨による貸付が行えることとしたものである。

(2) 外貨貸し制度の目的

外貨貸し制度を創設した目的を一言でいえば、わが国の海外投融資の促進ということである。

すなわち、昭和47年当時の国際収支の状況は、輸出が高水準であつたこと等により経常収支の黒字が大幅であつたのに対し、長期資本の流出はさほど大きくなかつたため、外貨準備の累増が続いていた時期であつた。この国際収支の不均衡是正の方法は、基本的には、輸出の抑制、輸入の促進措置であろうが、これらは経済構造の変革を伴うものであり短期的に大きな効果をあげることはできないが、これに比較すると資本輸出促進策は即効の効果が期待できると考えられたため、外貨貸し制度は民間の海外投融資に要する資金の一部を外貨により借り入れる道を開いて、資源開発を含む海外投融資を促進すると同時に、国際収支均衡化の一助となすことをねらいとしたものである。

(3) 外貨貸しの機関、貸付の対象

外貨貸しの機関は、従来から海外投融資金融を行つている日本輸出入銀行、石油開発公団、金属鉱業事業団、海外経済協力基金の4政府関係機関と外国為替公認銀行に限定している。

各政府関係機関については、それぞれ根拠法令及び業務方法書等によつて機能が定められており、各機関は重複することなく、海外投融資金融の一部を担当しているが、各機関の外貨貸しの対象は次のとおりである。

日本輸出入銀行	重要物資の輸入金融及び海外投融資金融
石油開発公団	わが国への石油等の安定的・かつ低廉な供給を目的として行う海外における石油等の採鉱に必要な資金の貸付
金属鉱業事業団	海外において金属鉱物の採鉱を行うた

めに必要な資金の貸付

海外経済協力基金 海外投融資金融のうち、日本輸出入銀行等からの融資が困難であると認められる場合

外国為替公認銀行 単独で、もしくは、政府関係機関との協調融資で行う海外投融資金融及び輸入金融

(4) 外貨貸しの条件

① 期間及び金利

政府関係機関については、期間・金利とも業務方法書等に定められた範囲内で借入人と契約するところによるが、金利は原則として、同種案件についての円貸付と同等またはそれ以上でなければならない。

これは、本制度が海外投融資にかかる為替リスクの回避を目的としたものであつて、利子補給に代わる措置ではなく、また、円金融を阻害しないという建前をとつているところから貸付条件を円金融よりソフトにすることを避けるといった理由に基づくものである。

外国為替公認銀行については、貸付の期間・金利とも居住者との契約に委ねており、別段の指導はしていない。しかし実体的には、外国為替公認銀行は外貨貸しの原資をユーロデラー市場等に求めており、金利はユーロデラー・レートに一定のスプレッドを加算するというケースが現況である。

② 外貨貸付の割合

本制度は、円金融を阻害しないとの配慮から、貸付を全額外貨で行うことを認めておらず、円貸付を同時に行うこととしている。この外貨と円貨の並行貸付は、海外投融資が本来、民間の自主的な発意で行われる以上、それにかかる為替リスクのすべてを貸付機関が負担することは適当でなく、少なくとも一部は本制度利用者が負担すべきであるとの考え方にもよつている。

外貨、円貨の貸付比率は、本制度発足当時（昭和47年9月）は外貨7割：円貨3割であつたが、その後海外投融資の一層の促進策として企業の為替リスクを軽減させることとし、昭和48年5月その比率を外貨9割：円貨1割に改めた。しかし、まもなく勃発したいわゆる石油ショック等による国際収支の変動に伴い、昭和49年1月融資比率を外貨5割：円貨5割に引き下げ現在に至つている。

③ その他の条件

外貨貸し制度を利用する際の条件としては、前述した期間、金利等のほか、次の諸条件が適用されることとなつている。

(イ) 外貨貸しによらなければ実施が困難なものに限ること。

すなわち、円金融によつても外貨流出が期待されるものは除かれる。

(ロ) 貸し付けられた外貨は、必ず国外に持ち出されなくてはならないこと。したがつて、本邦からの輸出にあてられることが明らかなものについては、その対象から除かれる。

(5) 外貨貸し制度利用の実績

昭和52年3月末現在の許可累計は、件数で1,371件、貸付機関数3,866機関、許可金額では、30億5,500万ドルとなっている。これを投融資先の業種別に分類すれば、鉱業が13億9,000万ドル(45.5%)、製造業9億4,900万ドル(31.1%)、商業が1億6,400万ドル(5.4%)等であり、鉱業については石油、LNG(液化天然ガス)、石炭、鉄、ニッケル、銅などの資源開発に向けられたものであり、製造業の内訳は、輸送関係3億8,700万ドル(12.7%)、化学1億8,500万ドル(6.1%)、鉄・非鉄9,600万ドル(3.1%)、繊維9,000万ドル

(2.9%)などとなっており、わが国が資源輸入国であることの反映として、鉱業関係への投融資が圧倒的なシェアを占めている。

一方、貸付機関別内訳をみると、日本輸出入銀行の17億7,400万ドル(58.1%)を筆頭に外国為替公認銀行が10億9,000万ドル(35.7%)となっており、この2機関で貸付額の大半を占めている。また、年度別の許可実績では、48年度の889件、15億2,300万ドルをピークとして49年度以降は激減しており、51年度をみてもわずかに13件、2億ドル程度の許可実績となっている。